

書 評 と 紹 介

三富紀敬著

『欧米の介護保障と 介護者支援』

—家族政策と社会的包摂, 福祉国家類型論』

評者：深澤 敦

本書は、1990年代から20年近くも一貫して「介護者」（更には保育をも担うケアワーカー）問題を研究してきた著者による当該分野に関する4冊目の著作であり、主としてイギリス・フランス・スウェーデン・アメリカの4ヶ国の介護保障・介護者支援や家族政策についての国際比較を研究対象としている。こうした息の長い地道な研究を積み重ねて来た著者の力量が本書各章（序章と終章を含め全7章）の分析にも活かされており、また序章冒頭に出てくる英国作家トマス・ハーディの代表作『ダーバヴィル家のテス』の少女テスが親の介護を担う状況描写には、本書全体の主人公となる「介護する者」（圧倒的に女性である）とその境遇への著者の共感の眼差を読者は見出すことになるであろう。

かくして、序章「介護者の歴史と社会政策研究」では、上野千鶴子氏や樋口恵子氏のように高齢者への介護や世話を行う介護者の長期の歴史を否定ないし疑問視する潮流に抗して、まず内外の研究者による「介護者の発見」の歴史的過程が詳述される。ただし、フランスで公刊さ

れた老いの歴史に関するG.ミノワの著作の中では「介護者が扱われることはない」（本書30頁、以下同様）とされているが、明確に「介護」に絞られていないにせよ14～15世紀に子が「高齢の両親を扶養する*entretenir*」フランスのアンジュー、リムーザン、ピレネー地方やイタリアのトスカナ地方の事例が述べられており（cf. Georges Minois, *Histoire de la vieillesse en Occident*, Paris, Fayard, 1987, p.300）、やはり「介護は… [西欧でもこの] 扶養責任の一環として長い間家族に課せられ」（152頁、[]内は引用者、以下同様）ていたと思われる。次に著者は、日本で2000年に介護保険が実施されて「介護者の負担は減」り、介護保険制度の目的は実現されたとする樋口恵子氏の議論に対して、政府の諸調査によっても家族の介護・看護を理由とする離職非就業者や転職者、短時間就業に切り替えた人は2002年から2007・8年に明確に増加しており、この事実は介護保険制度の実施によっても介護者の負担が軽減していないことを物語るものだと反論する。

そして、著者が最も詳しく研究しているイギリスでは、1960年代の初頭から介護者（最初は精神障害者を抱える家族）の負担に注意が向けられ、それに関する研究が「生活の質QOL」の概念を用いて発展し、また政府によって「介護者を対象にする支援が体系的に構想され実施に移されることを目的に世界で最初に策定された文章」（19頁）とされる1999年の『介護者のための全国戦略*a national strategy for carers*』（とりわけその2008年改訂版）では「介護を担い続けたいとする自発的な意思の他に就業や余暇のニーズを持つ優れて人間的な存在」（167頁）という新たな介護者像が打ち出され、更に

2001年センサス（2003年刊）に介護者の過当たりの介護時間別構成や健康状態、労働力率・就業形態などの介護者関連項目が挿入されるという（今日までイギリスのみの）画期的成果が生み出されていることが強調される。これに比べて日本では、1960年代末から保健学・老年医学・老年学・看護学関連の専門諸雑誌で介護者支援に関する調査研究の成果が公表され、高齢者介護・自立支援システム研究会『新たな高齢者介護システムの構築をめざして』（1994年）でも介護者を直接の対象とする施策の検討が課題とされていたにも拘わらず、翌95年の老人保健福祉審議会の中間報告では要介護者への支援とは相対的に区別された介護者自体への社会的支援・サービスは問題にされなくなり、それについて多くの社会政策研究者も無関心である（著者はそこに、要介護者への社会的サービス給付を拡充すれば介護者へのそれは不要となると考える一面的な「介護の社会化」論の影響を見る）という介護保険法成立（1997年）直前の状況や同法施行後も変わらぬ状態が告発される。その上、序章では最後に社会政策に関する諸国の教科書における介護者の扱い、および内外のワークライフバランス論や社会的排除と介護者の関係が比較検討され、「[サービス給付をも含む] 介護者への支援に関する日本の社会政策研究の無関心さは、一日も早く克服されなければなるまい」（28頁）と結論付けられるのである。

第1章「介護保障の国際比較」では、日本で高齢者介護についての国際シンポジウムが1990年代初頭から開催されるが、介護保障の国際比較に関する共同研究の諸成果はやや遅れて90年代末以降に公刊されることがまず明らかにされる。そして、これらの日本における研究は、欧米の研究者によって既に90年代初頭から刊行されている介護保障の国際比較研究と

比べて比較項目や対象とする国の数も少なく、頁数なども見劣りがするばかりでなく、「介護保障の概念と政策対象及び政策手段…外国文献の利用方法」（37頁）などに関して問題を孕むものが少なくないとする。しかもこの点が、とりわけ1998年と2008年に出版された二つの編著（それぞれ足立正樹編著『各国の介護保障』、増田雅暢編著『世界の介護保障』、どちらも法律文化社）に絞って詳細に検討されている。両著とも、まず介護（米英語でlong-term care、仏語でles soins de longue durée）と高齢者介護を同一視して、欧米でロングタームケア＝介護は高齢者のみならず障害者・障碍児や慢性疾患を抱えた人などをも対象とする長期ケア一般を意味することを無視し、また（介護者に直接給付されるにせよ、あるいは要介護者を通じてにせよ）介護者手当などの専ら現金給付を扱い、「他の多様な介護者支援策に一言たりとも触れない」（48頁）ことが批判される。その上、増田編著の「序章」では邦訳文献にのみ依拠し、原書に当たることなく「私的ヘルパー」、「ヘルパー手当」、「ヘルパー休止支援」などの誤訳がそのまま借用され、これまで蓄積されてきた正確な邦訳作業が全く継承されておらず、その第1章は「介護憲章」に言及するにしても「介護者憲章 carers charter」を見落としていることなどが詳述される。

なお、著者はfamily carers（英語）やfamily caregivers（米語）の訳語として単に「介護者」を当て、「家族構成員による介護役割の分担は、至って稀である」（57頁）のに恰もそうした分担が家族内でなされているかのような印象を与えるという理由から「家族介護者」の訳語を退けている（61頁）。しかし、「フランスの介護者が専ら家族から構成されるわけではない」（121頁）にしても「介護者aidantsの93%が彼女・彼らの家族構成員の世話をす

る」(*L'Humanité* du 24 janvier 2011) という実態から、フランスでも *les aidants familiaux* という言葉は頻繁に使用されており（とりわけ2006年7月の家族全国会議 *la Conférence nationale de la Famille* 以降）、また要介護者と「世帯」を異にして「遠距離介護」を担っている娘・息子なども「家族」構成員であることに何ら変わりはない以上、複数の家族構成員で介護が分担されているかどうかにかかわらず、やはり「家族介護者」という原語に近い正確な訳語を（また日本語としても）用いる必要があると評者は考えている。なお、著者自身も後の諸章で *family care* (87頁) と *family caregiving* (89頁) には「家族介護」、*l'aidant familial* に「家族介護者」(132頁, 300頁)、更に *family caregivers* にも「家族介護者」(162頁) の訳語を用いていることを指摘しておこう。

第2章「家族政策の形成史と介護者」では、古くはアルヴァ・ミュルダール、また1970年代以降ではシーラ・カマーマン (*Sheila Kameron*) やシャーリ・ティーマーマン (*Shirley Zimmerman*) などは家族政策を高齢者や障害者などをも対象とする包括的政策と理解しているのに対して、フランスやカナダのフランス語圏、更に少なくない英語文献においては扶養児童を持つ家族や母性に限定された政策であることが最初に明らかにされる。そして、後者のような理解が広く支持されてきたのにはそれ相応の理由があるはずであり、「その時代背景を探り、時代の変化を読み解く」(93頁) ためにフランスとスウェーデンの家族政策の形成と展開が詳述される。しかし残念ながら、家族手当を中心とするフランスの家族政策の叙述には誤りが少なからず散見される。数例のみを挙げれば、戦前における家族手当補償金庫への拠出（雇主のみ）は「従業員数に応じて定められる」(96頁) とするが、この方式を採用したの

は少数の金庫にすぎず大多数の金庫は賃金総額に比例した拠出(1921年の平均で賃金の1.6%)を求めたのであり、これのみが戦後の家族手当金庫への拠出（ピークの1951年には何と賃金の16.75%）にも継承される。また、家族手当の支給を義務化した1932年法によって最初から子2人以上の場合に手当支給が限定されていたのではなく、そうなるのは明確な出産奨励主義に基づいた1939年の「家族法典」からである。更に「労働総同盟 (CGT) をはじめとする労働組合のナショナルセンターが、家族手当に積極的な姿勢を示したことは、言うまでもない」(97頁) とするが、これはキリスト教系の CFTC には妥当するにしても、当時の主流をなしていた CGT や CGTU はかなり長期に渡って家族手当に否定的であったことを忘れてはならないであろう（拙稿「フランスにおける家族手当制度の形成と展開 (下)」『立命館産業社会論集』第44巻第2号, 2008年9月, 20~21頁の「補償金庫とその社会サービスに対する労働組合の態度」参照）。

なお第2章の後半では、福祉国家類型論よりも早く1970年代末から各国家族政策の種々の類型化が試みられていることが詳述され、その中でも J. クルツェフスキーらの類型化に著者は賛意を表し、最後に介護者に対する支援をも包摂した「家族政策の再構成」がとりわけ21世紀に入りフランス（ただし、同国で介護を担う子どもは未だ視野の外に置かれている）やイギリスでも開始されていることが明らかにされる。

第3章「介護保障の形成史と介護者支援」では、主としてアメリカの介護者支援の歴史と方法が検討される。ロングタームケアはアメリカでは長期入院に代替する医療施設と位置付けられたナーシングホームにおけるケアを意味するものと古くから考えられ、こうしたナーシング

ホームの性格が1959年の高齢者への医療扶助と1965年のメディケア・メディケイドの制度化によって強化されると共にナーシングホームの公的費用負担も増加したため、それに代わる「院外救済」の必要性が1970年代半ばから叫ばれるようになる。そして、地域におけるロングタームケアを連邦法としては初めて規定した1981年の「包括的予算調整法Omnibus budget reconciliation act」が制定され、これによってメディケイドの資金を在宅・地域サービスに利用することが可能となり、更に介護者支援を提起した80年代以降の研究や政府・議会報告書（とりわけ1983年の保健・対人サービス省の報告書が連邦レベルでの明確な転換を示す）を踏まえて1990年の「ペッパー委員会報告」には介護者を直接の対象とした支援（レスパイトケアや介護技術の訓練、仕事を有する介護者への支援など）に関する提言が盛り込まれる。こうして、2000年の「全国家族介護者支援法National family caregivers support act」制定の翌年から全国家族介護者支援事業が開始され、2006年には連邦レベルで全ての年齢階層の介護者を対象とする「包括的レスパイトケア法Lifespan respite care act」も可決される（しかし、イギリスで1990年代末から従来のレスパイトケアというタームに代わって用いられているブレイクbreak for carersと比べて、アメリカのレスパイトケアは「一時的な息抜き」で概して短い）。また2005年の「財政赤字削減法Deficit reduction act」によりメディケイドに利用者負担が導入されてナーシングホーム入居者が一層減少する中で、2009年にはロングタームケアに代わって「ロングタームのサービスと支援long-term services and supports」という「他の人々のニーズを支援する人の存在と役割を明示する表現」（150頁）も提起される。ただし、ナーシングホームなどの施設への入居防止・遅

延やその経済的効果、介護の継続可能性が重視され、イギリスでなされたような仕事・教育・余暇の機会をも享受する主体的介護者像（つまり介護者の社会生活の保障）への理念的転換はアメリカでは見られないと著者は分析する。そして最後に、アメリカでも要介護者への現金給付である付添手当（attendance allowance）は、直接雇用されるケアワーカーよりも家族や親戚などの介護者に支払われる場合が「遥かに多く、全体の4分の3前後を記録〔し…、また〕給付されるサービスへの満足度は、現金給付の利用者において高く、未利用者について相対的に低い」（185頁）ことが明らかにされる。

第4章「社会的排除と介護者の包摂」では、まず貧困と社会的排除の両概念が検討され、著者は貧困自体をP. タウンゼントに従い所得や資力の不足のみならず通常の世界への参加の「剥奪deprivation」をも含む広い概念として把握する。しかし、国連の1995年定義のように貧困概念として「決定過程への参加までも視野に収めることは、貧困と社会的排除との区別を希薄化し、貧困を独自の概念として位置づける意味を失わせかねない」（202～203頁）とし、むしろEUの2003年定義に与して社会的排除こそ決定過程への参加の困難性や剥奪をも含むより包括的概念と理解する。評者もこの理解を基本的には支持するが、しかし問題はいかなる「決定過程への参加」なのかというレベルやその質にあり、政治的意思や政策などの決定過程からの疎外は「社会的排除」として概念化するにしても、日常の世界生活レベルでの決定過程への参加が困難な状態などは現代的な「貧困」（とりわけ「関係的貧困」）概念に含めることができるであろう。

この章では次に、日本の研究者が社会的排除を論じながら介護者や介護を担う子どもを全く「等閑視」する現状が批判され、著者は特にイ

ギリスの『介護者のための全国戦略』（1999年）が「[介護を担う子どもを含めた] 介護者に関する政府の文章としては初めて介護者を社会的排除の視点から位置づけ…計画の策定とサービスの給付過程への介護者の参加」（207頁）を掲げたものであることを強調する。また、先進福祉国家で「介護の社会化」が徹底し家族介護者などは存在しないと思われがちな北欧諸国でも、社会的排除との闘いに関するEU閣僚理事会の決議（特に2001年ニース決議）に沿って介護者支援のための政策文書が策定され、介護者の社会的包摂を政策課題としていることも明らかにされる。

第5章「介護者支援の政策体系と福祉国家類型」では、国民のニーズに依拠して構想・制度化されるべき社会保障の歴史において介護者のニーズへの関心は最も早くから介護者調査（人口調査統計局の調査）を実施したイギリスでさえ1980年代半ば以降の新しい動向であり、これ以降イギリスを初めとして世界の少なからぬ国々で介護者のニーズを周知し実現するための「介護者憲章」が制定され、介護者支援の政策体系（介護者に関する単独立法はイギリスの1995年法を嚆矢とする）が整備されることがまず詳述される。次に介護者への多様な経済的補償とサービス給付の諸方法が検討された後で、介護者支援を基準とした福祉国家類型化の先行研究を踏まえながら独自の類型化が試みられる。その基準として介護者支援の体系性とその水準と並んで、介護の自主的選択性を用いている点に独自性が窺われるが、こうして得られた4類型はG. エスピン＝アンデルセンの3類型に南欧型（ただし、ここにポーランドも含まれる）を加えたのとほぼ同じものになっている。

終章「介護者支援の背景と介護保障の再構成」では、最初に介護者の無償労働に関する貨幣評

価や介護者の低い労働力率、更に介護者の所得・貧困率・健康状態などが介護責任を負わない人々との対比で明らかにされる。次に、こうした介護者の貢献と共に劣悪な状態が多く介護者調査を通じて知られるようになり、また介護者・高齢者の団体などの非営利組織や種々の国際機関によって介護者支援のための政策提言が1990年代から国際的にもなされるにつれて、とりわけヨーロッパで介護保障の再構成とその制度化が国の重要な政策課題の一つとなって行く過程が詳述される。これに対して日本では、厚生省『昭和38年高齢者実態調査報告』（1964年）に初めて介護者に関する質問項目が挿入され、また1980年代半ばから最初は研究者によって、1986年からは総務省『社会生活基本調査』で介護者の生活時間調査（わけでも介護作業の時間帯別行為者率に関する独自の調査）なども継続的に実施され、更に介護者を直接の対象とする支援に関しても1988年以降に研究者や社会福祉協議会などによって介護者の社会参加の促進という目的に沿った提案がなされてきたにも拘わらず、結局のところ今日まで介護者を対象とする手当やサービスが地域を超えた国の一般的な支援制度としては採用されていないことを著者は問題にする。そして、そこに国際的にも特異な「介護の社会化」論の影響が指摘され、社会化の方法として要介護者向け措置の偏重が明らかにされるが、評者としてはこの「特異な議論」（325頁）に関するより理論的な掘り下げを期待したいところである。

最後に、本書には著者のこれまでの介護問題研究の蓄積を踏まえて随所に重要な指摘が見出されるため内容紹介に重点を置き、各章ごとに若干のコメントを付すにとどめたが、それは何よりも、65歳以上の高齢者比率が既に23%を超えて世界で最も高齢化が進んでいる「課題先進国」日本にとって児童の保育や障害者への支

援をも含むケア問題（とりわけケアを要する人とケアする人の両者への支援問題）への本格的取り組みが喫緊の課題であることは恐らく誰も否定しないであろうから、多くの人が国際的視野からケア問題を考察するための豊かな示唆を本書から汲み取って欲しいと考えたからであることを付記したい。

（三富紀敬著『欧米の介護保障と介護者支援—家族政策と社会的包摂，福祉国家類型論』ミネルヴァ書房，2010年10月刊，385頁，定価6,500円＋税）

（ふかさわ・あつし 立命館大学衣笠総合研究機構特別任用教授）

無償労働評価の方法および政策とのつながり

橋本 美由紀 著（法政大学大原社会問題研究所兼任研究員）

本書の課題は、無償労働の評価について、評価方法を中心に検討し、ジェンダー平等をはじめとする社会・経済政策とのつながりに関する論議を整理し、いくつかの試算を含めながら、今後の研究の方向を示すことである。

序論 本書の課題とその必要性

第1章 無償労働評価をめぐる研究史の概観

第2章 無償労働の貨幣評価におけるインプット法

—経済企画庁経済研究所およびESRIによる推計作業の再検討—

第3章 無償労働の貨幣評価におけるアウトプット法

—インプット法との対比において—

第4章 無償労働の評価と世帯生産サテライト勘定

第5章 無償労働評価とジェンダー平等政策とのつながり

終章 本書のまとめと残された課題

産業統計研究社 定価 [本体価格 3,000円＋税]

東京都新宿区山吹町15番地 ☎03(5206)7605

無償労働評価の方法および
政策とのつながり

橋本 美由紀 著

産業統計研究社